

1. はじめに

1.1 研究の背景と位置付け

(1) 少子高齢化と家族構成の変化

我が国では、出生率の低下や高齢者人口の増加等により家族構成が大きく変化しつつある。図1は総務省が刊行する「令和2年国勢調査 ライフステージでみる日本の人口・世帯」に示された図であるが、これに拠れば、一般世帯の家族類型別割合について以下の傾向がみられる。

- ・単独世帯（単身世帯）の大幅な増加
- ・夫婦と子供から成る世帯の減少と、夫婦のみの世帯の微増
- ・ひとり親と子供から成る世帯の微増
- ・その他の世帯の急速な減少

実数で見ると、2020年時点で単独世帯は約2,115万世帯、夫婦のみの世帯は約1,116万世帯、夫婦と子供から成る世帯は約1,395万世帯、ひとり親と子供から成る世帯は約500万世帯、その他の世帯は約428万世帯である。なお、「三世帯世帯（夫婦と子供と親から成る世帯）」は「その他の世帯」に含まれるが、その数は2000年時点で約353万世帯だったが、その後20年間で6割減（2020年時点で約142万世帯）と急速に減少している。

以上の通り、「子育て世帯」と称される世帯数は減少の一途を辿っており、その対策が急務とされる。政府は、従来とは次元の異なる少子化対策の実現のため具体的な戦略をまとめた「こども未来戦略方針」を2023年6月に公表する等、子育て世帯への支援策が様々に検討されている。

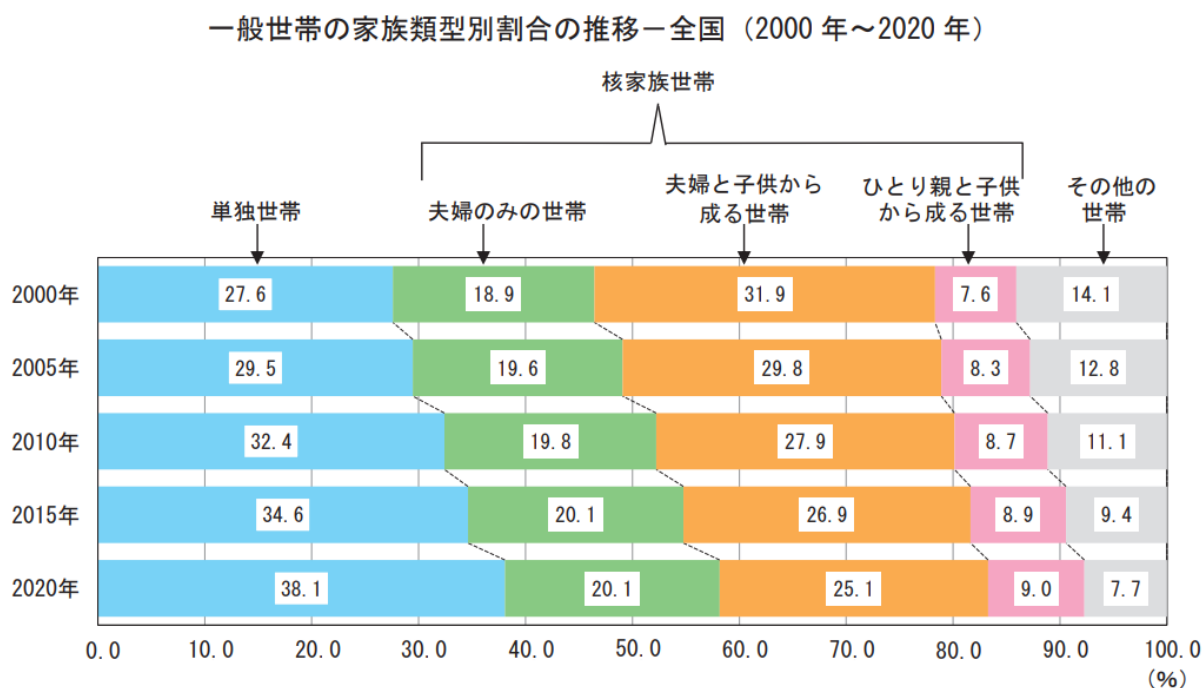


図1. 家族構成の変化（令和2年国勢調査 ライフステージでみる日本の人口・世帯⁽¹⁾ p.26 を引用）

(2) 共働き子育て世帯の増加と住宅問題

こうした中、住宅行政においては、2021年に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）の目標の1つに「子どもを産み育てやすい住まいの実現」が挙げられる等、子育て世帯の実態把握に基づく施策検討の重要性が増している。本資料は、政策検討の主体である地方公共団体別の「共働き子育て世帯」に特に着目するものであるが、その背景を以下に整理する。

共働き子育て世帯の増加とその変化

厚生労働省の厚生労働白書^②によれば、非農林業における「雇用者の共働き世帯」は1980～2020年で614万世帯から1,240万世帯へ倍増し、かつて主流の家族類型であった「男性雇用者と無業の妻からなる世帯（専業主婦世帯）」571万世帯の2倍強に及ぶようになった（図2）。そのため、子育て世帯に占める共働き世帯の割合も必然的に増加し、厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、児童のいる世帯の共働き世帯割合^①が2019年調査で60%に達している。共働きという在り方自体も、女性の正規雇用者数や出産・育児期における女性の就業継続者数の増加、男性の育児休業取得率の向上等^③により、その内実を大きく変化させている。このように、子育て世帯の過半数が共働きである現状を踏まえると、共働き子育て世帯の実態を正確に把握することが、子育て世帯向けの住宅政策を検討する上で不可欠になってきたと言える。

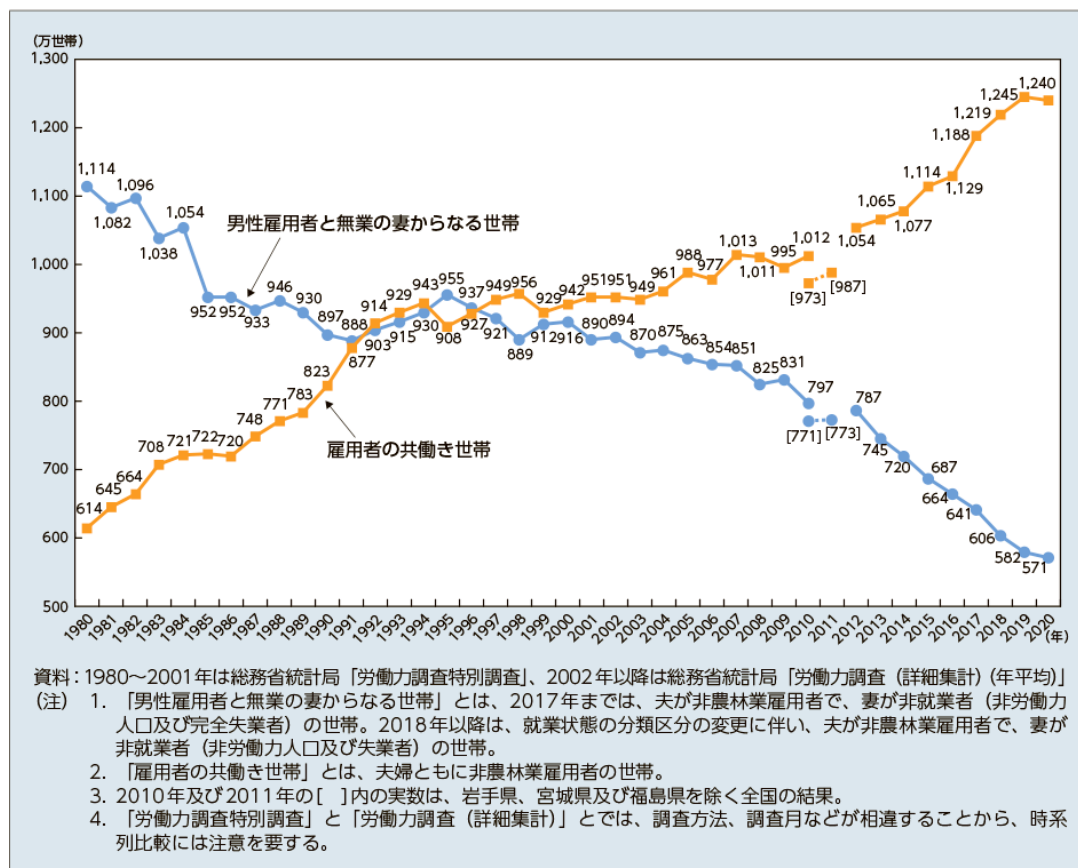


図2. 共働き等世帯数の推移（令和3年版厚生労働白書^② 図表1-1-3を引用）

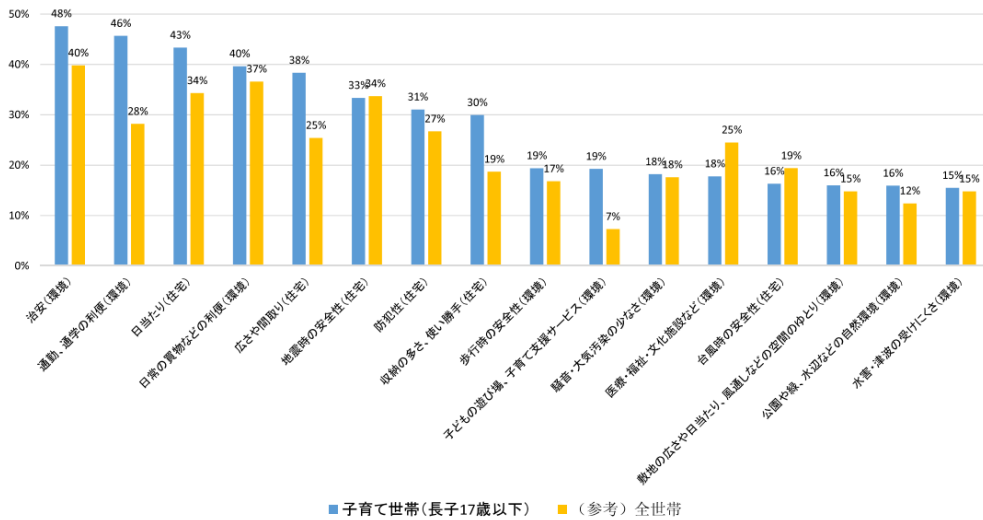
共働き子育て世帯の住宅問題

このような社会潮流の一方で、共働き子育て世帯であることが、世帯の住居選択のハンデとなっている現状にも注目する必要がある。つまり、【共働き】世帯では家事等に費やす時間の確保の為、生活・交通利便性の高い地域への居住志向を有するとされる⁽⁴⁾⁽⁵⁾半面、こうした利便の良い地域において、負担可能額で【子育て】世帯の居住に適した広さや遮音性等の性能を有する住居を確保することが依然難しい点である。以下、一例として国土交通省社会資本整備審議会の資料⁽⁶⁾を引用する(図3)。

住宅及び居住環境に関して子育て世帯が重要と思う項目(複数回答)

国土交通省

○ 子育て世帯が重要と思う項目は、「治安」、「通勤・通学の利便」、「日当たり」、「日常の買物などの利便」、「広さや間取り」の順に高い



※住宅、居住環境の個別要素各16項目(計32項目)のうち、重要度の高い16項目について掲載
出典:住生活総合調査(平成30年)

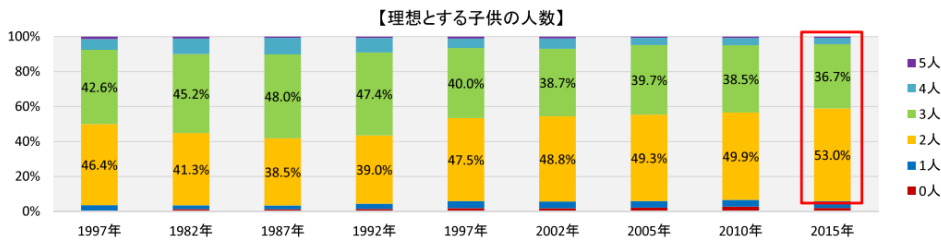
8

理想とする子供の人数、理想の子供数を持たない理由

国土交通省

第2回勉強会資料5

○ 理想とする子供の人数は「2人以上」を望む割合が9割を超えている
○ 理想の子供数を実現できない理由は「家が狭いから」を含む「経済的理由」の割合が高い



※39歳以下の既婚女性を対象とした調査
出典:国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査(2015年)

数字を定めて下の子供の数が理想の子供	理想の子供数を持たない理由											
	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由		その他		
	ざっと子育ての場から教育に	し自分支分える仕事から差	家が狭いから	は高い年齢だから生むの	でほしくないけれども	健康上の理由か	れのこの負担に耐えられない	れへの協力が得られない	いのかから人年未退職まで	ら夫が望まないか	は子育ての環境で	い活を分けて大切にしたい
理想子供人数:1人 予定:0人	15.6%	6.5%	1.3%	39.0%	74.0%	24.7%	9.1%	2.6%	2.6%	3.9%	6.5%	9.1%
理想子供人数:2人 予定:1人	43.8%	11.8%	6.1%	42.4%	34.8%	17.5%	14.1%	11.6%	6.5%	9.4%	5.7%	4.9%
理想子供人数:3人以上 予定:2人以上	69.8%	18.7%	16.1%	38.1%	9.8%	14.7%	21.0%	9.6%	8.3%	7.7%	6.1%	6.3%

出典:国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査(2015年)

7

図3. 子育て世帯の現状に係るデータ(第50回住宅宅地分科会資料⁽⁶⁾を引用)

これによると、子育て世帯の住宅の価値観においては、広さや間取り、通勤・通学の利便を重要と思う割合（それぞれ 38%と 46%）が全世帯平均（それぞれ 25%と 28%）と比較して著しく高い半面、理想とする子ども数を持たない理由の1つに「家が狭いから」という点が挙げられているように、価値観と実態の不整合から、住まいまたは子育ての面を妥協せざるを得ない状況が理解される。本データは共働き世帯に限ったデータではないものの、共働き世帯がそうでない世帯と比較して通勤利便等を重視する傾向にあると考えると、（大都市圏では特に）鉄道駅近辺や都心部等の住宅価格の高い立地に住居を求めることが想定され、子育て世帯のニーズに沿った住宅確保は一層困難になると思われる。

特に近年は、女性の正規雇用者数の増加等に伴い、夫婦共に正社員・正職員の共働き子育て世帯の増加も予想されるところである。そのような世帯では、キャリア形成上、夫婦ともに恒常的な短時間勤務が難しく、住居近隣でアクセスしやすい立地の学童・保育施設の利用が不可欠となり、住居の選択肢がより狭まってしまふ懸念がある。

(3) 政府統計調査における「共働き子育て世帯」の把握の現状と課題

共働き子育て世帯の居住実態の把握に向けては、現在の政府統計調査の多くが共働き子育て世帯の集計に対応していないという課題もある。これは、我が国で実施される政府統計調査のうち世帯主の就業状況を調査するものが多い半面、世帯主【以外】の構成員の就業状況を設問に含むものが乏しく、調査対象世帯が共働きなのか否かを判別できないことに起因する。本稿執筆時点で定期実施される全国規模の統計調査のうち、世帯主以外の構成員の就業状況を調査するものは、①国勢調査、②国民生活基礎調査、③全国家計構造調査、④労働力調査、⑤就業構造基本調査、⑥社会生活基本調査等が挙げられる。「政府統計の総合窓口 e-Stat」で公開されるこれら統計調査の集計表のうち、政策検討時の基礎的単位である「市区町村単位」で、共働き子育て世帯の世帯数や居住する住宅等でクロスした表章を行うものは限定的であり、共働き子育て世帯の居住実態分析に利用可能なデータの公開が不十分な現状にある²⁾。

また、従来の政府統計調査では、多くの場合、共働き世帯を捉える際に「従業上の地位」を詳細に区分せず集計を行ってきた³⁾。例えば、先述の図2では、「雇用者の共働き世帯」の集計対象を非農林業雇用者全体とする為、正規雇用・派遣社員・パート職員・アルバイト等がすべて区分されずに含まれている。そのため「世帯主が正規雇用、配偶者が扶養控除額以内のパートタイム勤務」や「世帯主・配偶者共に正規雇用でフルタイム勤務」等の全く異なる働き方をする世帯が、同じ【共働き世帯】として一括計上されていることとなり、両者を区分することができない。しかし、前者の「正規雇用＋パートタイム勤務」と後者の「正規雇用共働き」では、子の幼稚園・保育園の利用が分かれる可能性が高く、教育・児童福祉等の施設・サービス需要量を見極める上では参照し難い値となっている⁴⁾。

1.2 研究の目的と方法

(1) 研究の目的

このように、既往の政府統計調査の集計結果では、共働き子育て世帯の状況を捕捉することに未だ幾分の不足があることから、本研究では、共働き子育て世帯に係る住宅政策の立案や研究推進に資するため、政策等検討時の基礎的単位である市区町村レベルで、共働き子育て世帯の世帯数等に係るデータを構築することを目的とした。加えて、前節(2)で述べた通り、既存の政府統計調査の集計では、共働きの内実（夫婦それぞれの従業上の地位）や子どもの年齢に応じた世帯数が不明であったことから、本研究ではこの点を克服した、汎用性のあるデータの作成を意図するものである。

(2) 研究の方法

上記目的の達成の為に、市区町村単位での共働き子育て世帯数等の集計が求められる。しかしながら、前節(2)で述べた統計調査のうち国勢調査以外は抽出調査であることから、標本数の制約により全ての市区町村で集計を行うことが困難である（十分な標本数の得られない人口規模の小さい市区町村では、推計誤差が大きくなってしまう）。そこで、本研究では、世帯構成員全ての年齢や就業状況、居住地、居住する住宅等を悉皆調査する政府統計調査の国勢調査の調査票情報（個票データ）を用いることで、共働き子育て世帯の独自集計を行うこととした。

ここで、共働き子育て世帯に係るデータの構築方法を概説する（詳しい集計方法はⅡ章で後述）。

先述の通り、e-Statで公開される結果表章では共働き子育て世帯の詳細な分類別世帯数を把握することが出来ない限界があった為、本研究では統計法第33条に基づく調査票情報の二次的利用申請により総務省統計局から提供を受けた国勢調査の調査票情報を用いることとした。集計対象年次は、Ⅱ章で後述の理由により、2010年・2015年・2020年の3時点とする。国勢調査調査票情報に格納されるデータの量は、国勢調査の対象全人口に当たる約1.2億件/年であり、すべて個人情報の秘匿処理が施された固定長ファイルのデータ群である。

なお、本研究Ⅲ章で示す集計値は筆者らの独自集計によるものである。一部数字が国勢調査の表章結果と異なる場合もあるが、これは集計時の条件設定等の要因によるものである点に留意されたい。

1.3 研究の構成

本研究資料は、以下の4つの章で構成される。

第Ⅰ章（本章）では、研究の背景を整理し、研究の目的と方法等について述べた。

第Ⅱ章では、共働き子育て世帯の世帯数等に係るデータの作成方法を説明すると共に、データ使用上の留意点等についても解説する。

第Ⅲ章では、Ⅱ章で作成したデータを用いて、全国・都道府県・市区町村別の共働き子育て世帯に係る基礎的な分析結果を紹介する。

第Ⅳ章では、全体の総括として、想定されるデータの利用方法や課題等に係る考察を行う。また、データの公開方法等についても章末尾に記載する。

1.4 既往研究および投稿論文との関係

我が国の共働き世帯および共働き子育て世帯の世帯数については、既述の通り、一部の政府統計調査で集計値の公表が行われてきたところである。一方、学術分野においては、アンケート調査や、代替データを用いた推計・分析の取組みがこれまで蓄積されてきた。

アンケート調査を用いた共働き子育て世帯の研究としては、共働き子育て世帯の継続居住条件を分析した小野ら⁽⁴⁾、東京都江東区におけるホワイトカラー層の共働き子育て世帯における居住地選択と保育サービス利用の関係を分析した久木元ら⁽⁵⁾、生活スケジュールに着目してワークライフバランスの改善方法を検討した有賀ら⁽⁶⁾、2都市で保育所利用世帯の子育てと就労の両立に係る意識意向を調査した山田ら⁽¹⁰⁾、九州地方の共働き世帯の転勤による二地域居住の状況を調べた西⁽¹¹⁾、共働き子育て世帯の女性の就業継続条件を分析した藤岡ら⁽¹²⁾の研究等が挙げられる。いずれも特定の都市におけるアンケート調査またはパネル調査の結果に基づく研究であり、全国規模の実態調査ではない。

また、アンケート以外では、パーソントリップ(PT)調査を用いた佐藤ら⁽¹³⁾の研究があり、ここでは共働き子育て世帯に係る公表データの不足を理由として、国勢調査の未就学年代人口やPT調査における保育所等への送迎行動履歴に基づき、間接的に共働き子育て世帯の世帯数を推計している。この他、小野ら⁽⁴⁾も国勢調査で「有子有職女性」の表章が無いことから、「6歳未満の子ども率」「25-34歳女性の有業率」でデータを代替し、その地域分布の把握を試みている。このように、現在公表されている集計値のみでは共働き子育て世帯の全数把握は困難である。

このような従来の課題に対して、本研究は、①全市区町村を対象とした研究である点、②推計値ではなく実数として世帯数を集計する点、の2点から課題を克服するものである。

なお、本資料は、2023年6月公開の筆者ら査読付論文⁽¹⁴⁾（以下、既報と称す）に関して、以下の点からその内容を再構成した。必要に応じて既報も参照いただきたい。

- ・既報では、共働き子育て世帯の集計対象を「正社員・正職員」に限定していたが、本資料ではそれ以外の従業上の地位も含めて、多様な共働きのあり方を集計対象世帯に含めている。
- ・既報では、子育て世帯を「15歳未満の長子を有する世帯」に限定していたが、本資料ではそれ以外の年齢層等も含めて、様々な子どもの年齢段階に着目した集計を行う。
- ・既報では、世帯の居住地移動データに基づき、共働き子育て世帯における子育て期の住み替え状況を詳細に分析している。そのような分析は、小地域単位のGISデータ集計を別途要するところであるが、小地域単位の集計の場合は集計世帯数の少ない秘匿・合算処理の必要な地域が多数発生することが想定され、公開データとするには馴染まないと判断した。その為、本資料では市区町村単位の集計データの作成およびこれに基づく分析結果に特化した記載内容としている。

補注

- 1) 国民生活基礎調査世帯票より「児童のいる世帯数、末子の父母の就業状況」において、総数に占める「父母ともに仕事あり」と回答した世帯を集計した。2019年調査では回答世帯11,221に対して「父母ともに仕事あり」の世帯は6,771(60.3%)である。
- 2) 国勢調査においては、従来の結果表章でも共働き子育て世帯の概数を把握することは可能である。例えば、令和2年国勢調査「就業状態等基本集計」の第25表では、夫婦のいる世帯のうち夫・妻の労働力状態、子どもの有無、末子の年齢で、全国・都道府県・市区町村別に世帯数を集計することができる。ただし、「夫・妻の従業上の地位」は集計対象外の為、どのような共働き世帯であるか(正社員共働きか、片方がパートタイム勤務なのか、共に派遣労働従業者なのか、等)を知ることはできない。
- 3) 例えば、平成29年就業構造基本調査の全国結果・第255表では、夫・妻の従業上の地位、世帯の家族類型のクロス集計から、従業上の地位に着目した共働き子育て世帯数の集計が可能である。ただし、夫の従業上の地位の区分が自営業者・雇用者(役員または正規雇用)に限定されているため、妻が世帯主となるケース(例えば、妻が正規雇用で夫がパートタイム勤務)を把握することができず、また、同居する子の年齢も不明である(成人した未婚の子と同居する世帯もあるが、このような世帯は子育て世帯には含まれない)。
- 4) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画における保育等の「量の見込み」の算出に当たっては、内閣府の公表する「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」等⁽⁷⁾⁽⁸⁾で示される通り、将来人口推計に対して市町村の実施する調査票調査の結果を反映する方式としている。ここでは父母の就労状況のうち共働き世帯を「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」「パートタイム×パートタイム」の3区分(就労時間によって更に2区分を追加)としており、各区分によって「教育標準時間認定」「保育認定」の推計需要量への振分け方を変えている。

参考文献・資料

- (1) 総務省統計局(2023)「令和2年国勢調査 ライフステージでみる日本の人口・世帯」
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/life.html>
- (2) 厚生労働省(2021)「令和3年版厚生労働白書」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/>
- (3) 内閣府男女共同参画局(2022)「男女共同参画白書 令和4年版」, pp.125-138, 2022.6
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf
- (4) 小野尋子, 大村謙二郎(1999)「育児期にある共働き世帯の居住地選択からみた都市整備の方向性に関する基礎的研究」, 都市計画論文集, vol.34, pp.289-294,
<https://doi.org/10.11361/journalcpj.34.289>
- (5) 久木元美琴, 小泉諒(2013)「東京都心湾岸再開発地におけるホワイトカラー共働き世帯の保育サービス選択 -江東区豊洲地区を事例として-」, 経済地理学年報, vol.59, No.3, pp.328-343
https://doi.org/10.20592/jaeg.59.3_328
- (6) 国土交通省(2020)「社会資本整備審議会 第50回住宅宅地分科会 居住者をめぐる状況1」
<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001329463.pdf>

- (7) 内閣府(2014)「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260124/pdf/s9-2.pdf>
- (8) 内閣府(2019)「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s83-2.pdf>
- (9) 有賀敏典ら(2017)「保育所を利用する共働き世帯のスケジュール制約と実行動 -東京都市圏と宇都宮都市圏での調査から-」, 都市計画論文集, vol.52, No.3, pp.863-870
<https://doi.org/10.11361/journalcpj.52.863>
- (10) 山田あすか, 佐藤栄治, 讃岐亮(2008)「子育てと就労の両立に関わる現状と意識についての研究 -多摩市と宇都宮市の保育所利用世帯を対象として-」, 都市計画論文集, vol.43, No.3, pp.175-180
<https://doi.org/10.11361/journalcpj.43.3.175>
- (11) 西英子(2015)「共働き世帯における転勤事情と二地域居住に関する研究 -地域生活支援の展望-」, 日本建築学会計画系論文集, vol.80, No.717, pp.2607-2616
<https://doi.org/10.3130/aija.80.2607>
- (12) 藤岡泰寛, 伊藤史子, 杉谷和彦(2008)「DEWKS 女性の就業特性と居住特性の変容過程」, 日本建築学会技術報告集, Vol.14, No.27, pp.303-306
<https://doi.org/10.3130/aijt.14.303>
- (13) 佐藤将, 後藤寛(2019)「東京大都市圏における共働き子育て世帯の居住形態別にみた送迎および通勤行動」, 都市計画論文集, vol.54, No.3, pp.1570-1575
<https://doi.org/10.11361/journalcpj.54.1570>
- (14) 中野卓, 今野彬徳(2023)「正社員・正職員共働き子育て世帯の居住状況と住替え動向」, 日本建築学会計画系論文集, vol.88, No.808, pp.1972-1981
<https://doi.org/10.3130/aija.88.1972>